

全ト協発第3号(環・適)

令和8年4月3日

各都道府県トラック協会会長 殿

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 寺岡洋一

(公印省略)

## 「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」 の一部改正等について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省大臣官房運輸安全監理官、物流・自動車局貨物流通事業課長、物流・自動車局安全政策課長、物流・自動車局旅客課長の連名で、別添通達に添付されている新旧対照表のとおり「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の一部が改正されました。

また、国土交通省から、評価を行う第三者機関として、黒井産業株式会社を認定したとの通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

以上

### 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045

国官運安第 187号  
国自貨第1432号  
国自安第 227号  
国自旅第 207号  
令和8年3月30日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省大臣官房運輸安全監理官

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

国土交通省物流・自動車局安全政策課長

国土交通省物流・自動車局旅客課長  
(公印省略)

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の  
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局（関東・近畿除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底方お願いします。

国官運安第 187号  
国自貨第1432号  
国自安第 227号  
国自旅第 207号  
令和8年3月30日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省大臣官房運輸安全監理官

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

国土交通省物流・自動車局安全政策課長

国土交通省物流・自動車局旅客課長  
(公印省略)

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の  
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局（関東・近畿除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底方お願いします。

国官運安第 190号  
国自貨第1448号  
国自安第 229号  
国自旅第 212号  
令和8年3月31日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省大臣官房運輸安全監理官

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

国土交通省物流・自動車局安全政策課長

国土交通省物流・自動車局旅客課長  
(公印省略)

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価を行う第三者機関の  
認定について

標記について、別添のとおり黒井産業株式会社代表取締役社長あて通知したので了  
知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国官運安第 190号  
国自貨第1448号  
国自安第 229号  
国自旅第 212号  
令和8年3月31日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省大臣官房運輸安全監理官

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

国土交通省物流・自動車局安全政策課長

国土交通省物流・自動車局旅客課長  
(公印省略)

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価を行う第三者機関の  
認定について

標記について、別添のとおり黒井産業株式会社代表取締役社長あて通知したので了  
知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

国官運安第 190号  
国自貨第1448号  
国自安第 229号  
国自旅第 212号  
令和8年3月31日

黒井産業株式会社

代表取締役社長 高橋 博剛 殿

国土交通省大臣官房運輸安全監理官

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

国土交通省物流・自動車局安全政策課長

国土交通省物流・自動車局旅客課長

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント評価を行う第三者機関の  
認定について

令和8年3月12日付けで貴社から申請のあった、標記第三者機関としての認定については、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成21年10月16日付国官運安第156号、国自安第88号、国自旅第163号、国自貨第95号）記I4.（1）①イからニまでのいずれにも該当すると認められるので、令和8年3月31日付で認定する。

なお、当該認定申請の内容に変更があった場合には、その内容を速やかに報告すること。

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について 新旧対照表

改正案	現 行
<p>国官運安第156号            国自安第88号            国自旅第163号            国自貨第95号            平成21年10月16日            一部改正 平成23年 6月14日            一部改正 平成25年 7月22日            一部改正 平成26年 1月24日            一部改正 平成29年 1月13日            一部改正 平成30年 5月 9日            一部改正 令和 3年 8月31日            一部改正 令和 5年 3月24日  <u>一部改正 令和 8年 3月30日</u></p>	<p>国官運安第156号            国自安第88号            国自旅第163号            国自貨第95号            平成21年10月16日            一部改正 平成23年 6月14日            一部改正 平成25年 7月22日            一部改正 平成26年 1月24日            一部改正 平成29年 1月13日            一部改正 平成30年 5月 9日            一部改正 令和 3年 8月31日            一部改正 令和 5年 3月24日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿            関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>大臣官房運輸安全監理官            自動車局安全政策課長            自動車局旅客課長            自動車局貨物課長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿            関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>大臣官房運輸安全監理官            自動車局安全政策課長            自動車局旅客課長            自動車局貨物課長</p>
<p>自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について</p> <p>運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。</p> <p>今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って、制度を運営することとしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）においては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）への周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成18年</p>	<p>自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について</p> <p>運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。</p> <p>今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って、制度を運営することとしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）においては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）への周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成18年</p>

9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号)は、廃止する。  
なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

## 記

### I 運輸安全マネジメントの実施

#### 1. 事業者における運輸安全マネジメントの的確な実施について

全ての事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントの実施により絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

特に、安全管理規程等義務付け事業者（以下「規程等義務付け事業者」という。）においては、現場の隅々にまで目が行きにくく、経営トップ自らが全ての現場を直接管理できないことがあるため、安全統括管理者を選任し、多数の運行管理者等を統括するとともに、安全管理規程を設定することにより、事業者全体を通じて輸送の安全を確保する仕組み等の構築及び改善を行い、運輸安全マネジメントを的確に実施しなければならない。

また、規程等義務付け事業者以外の事業者（以下「規程等義務付け外事業者」という。）についても、道路運送法（昭和26年法律第183号）第22条（輸送の安全性の向上）、第29条の3（一般旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）等及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第15条（輸送の安全）、第23条の3（一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全に関わる情報の公表）等の規定が適用されることに留意しなければならない。

#### 2. 手引の活用について

(略)

#### 3. 運輸安全マネジメントの評価について

(略)

##### (1) マネジメント評価対象事業者及び評価実施機関

(略)

① (略)

② (略)

##### (2) 評価実施方法

① (略)

② 規程等義務付け外事業者に対する評価は、事業者の本社に立ち入り、又は事業者を呼び出し、経営トップ、安全を統括管理する責任者等経営管理部門関係者に対する全社的な安全管理体制の構築及び改善の取組状況に関するインタビューの実施、文書及び記録の確認を行い、経営トップから現場までの全社的な安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。

9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号)は、廃止する。  
なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

## 記

### I 運輸安全マネジメントの実施

#### 1. 事業者における運輸安全マネジメントの的確な実施について

全ての事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントの実施により絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

特に、安全管理規程等義務付け事業者（以下「規程等義務付け事業者」という。）においては、現場の隅々にまで目が行きにくく、経営トップ自らが全ての現場を直接管理できないことがあるため、安全統括管理者を選任し、多数の運行管理者等を統括するとともに、安全管理規程を設定することにより、事業者全体を通じて輸送の安全を確保する仕組み等の構築及び改善を行い、運輸安全マネジメントを的確に実施しなければならない。

また、規程等義務付け事業者以外の事業者（以下「規程等義務付け外事業者」という。）についても、道路運送法（昭和26年法律第183号）第22条（輸送の安全性の向上）、第29条の3（情報の公開）等及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第15条（輸送の安全の向上）、第24条の2（情報の公開）等の規定が適用されることに留意しなければならない。

#### 2. 手引の活用について

(略)

#### 3. 運輸安全マネジメントの評価について

(略)

##### (1) マネジメント評価対象事業者及び評価実施機関

(略)

① (略)

② (略)

##### (2) 評価実施方法

① (略)

② 規程等義務付け外事業者に対する評価は、事業者の本社に立ち入り、又は事業者を呼び出し、経営トップ、安全を統括管理する責任者等経営管理部門関係者に対する全社的な安全管理体制の構築及び改善の取組状況に関するインタビューの実施、文書及び記録の確認を行い、経営トップから現場までの全社的な安全管理体制の構築及び改善の実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。

具体的な評価の方法等は、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成した「運輸安全マネジメント評価実施要領」及び「運輸安全マネジメント評価実施要領（地方局評価）」を準用の上、本省物流・自動車局安全政策課が作成した「第一当事者事故惹起等事業者に対する運輸安全マネジメント評価実施要領」により、実施するものとする。

（後略）

③（略）

#### 4. 運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着について

（略）

##### （1）認定機関による評価の実施

（略）

①（略）

②（略）

③ 認定機関は、事業者に対しマネジメント評価を実施したときは、その結果を当該事業者を管轄する地方運輸局に通知するものとする。通知を受けた地方運輸局は、速やかにその写しを本省物流・自動車局安全政策課に送付すること。

④ 認定機関は、評価を把握するため国が作成したアンケート票を事業者に配付し、それを回収して本省物流・自動車局安全政策課に送付しなければならない。

⑤ 認定機関がマネジメント評価を行った規程等義務付け外事業者には、国土交通省は、当面、マネジメント評価を行わない等、国土交通省と認定機関が連携してマネジメント評価を推進し、運輸安全マネジメント制度の効果的・効率的な浸透・定着を図るものとする。

⑥（略）

⑦ ⑥の報告聴取等の結果、認定機関が①イからニまでに該当しないと認めるとき、又は④のアンケートの結果による評価が低いと認めるときは、当職は、①の認定を取り消すことができるものとする。

⑧ ①の認定は、認定を受けた日を基準として4年を経た後に最初に到達する年度の末日までに運輸安全マネジメント評価の実績がない場合は、認定の効力は失効するものとする。

⑨ 既に認定を受けている認定機関が、⑧の規定により認定の失効となった場合において、再び、運輸安全マネジメント評価をしようとするときは、新たに申請をしなければならない。

⑩ ⑨の申請及びその認定については、①、②の規定を準用する。

⑪ 認定機関は、認定の取消を本省物流・自動車局安全政策課に求めることができる。本省物流・自動車局安全政策課は取消の要求があった場合、認定の取消を行うものとする。

具体的な評価の方法等は、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成した「運輸安全マネジメント評価実施要領」及び「運輸安全マネジメント評価実施要領（地方局評価）」を準用の上、本省自動車局安全政策課が作成した「第一当事者事故惹起等事業者に対する運輸安全マネジメント評価実施要領」により、実施するものとする。

（後略）

③（略）

#### 4. 運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着について

（略）

##### （1）認定機関による評価の実施

（略）

①（略）

②（略）

③ 認定機関は、事業者に対しマネジメント評価を実施したときは、その結果を当該事業者を管轄する地方運輸局に通知するものとする。通知を受けた地方運輸局は、速やかにその写しを自動車局安全政策課に送付すること。

（新設）

④ 認定機関がマネジメント評価を行った規程等義務付け外事業者には、国土交通省は、当面、マネジメント評価を行わない等、国土交通省と認定機関が連携してマネジメント評価を推進し、運輸安全マネジメント制度の効果的・効率的な浸透・定着を図るものとする。

⑤（略）

⑥ ⑤の報告聴取等の結果、認定機関が①イからニまでに該当しないと認めるときは、当職は、①の認定を取り消すことができるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- (2) 運輸安全マネジメントの取組等に対するインセンティブ  
(略)
- (3) 運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会の活用  
(略)

5. 運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーの認定について
- (1)～(9) (略)
  - (10) (1) の認定は、認定を受けた日を基準として2年を経た後に最初に到達する年度の末日まで効力を有するものとする。
  - (11)～(14) (略)

II 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

1. 規程等義務付け事業者の方針等の公表について  
(略)  
①～⑨ (略)
2. 規程等義務付け外事業者の方針等の公表について
- (1) (略)  
①～③ (略)
  - (2) (略)  
①～④ (略)
3. 事業者の行政処分情報の公表について  
(略)
- ① (略)
  - ② (略)
4. 公表方法について  
(略)
- (1) 場所
    - ① (略)
    - ② (略)
  - (2) 手段
    - ①～⑤ (略)

- (2) 運輸安全マネジメントの取組等に対するインセンティブ  
(略)
- (3) 運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会の活用  
(略)

5. 運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーの認定について
- (1)～(9) (略)
  - (10) (1) の認定は、認定を受けた日を基準として2年を経た後に最初に到達する年度末(3月31日)まで効力を有するものとする。
  - (11)～(14) (略)

II 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

1. 規程等義務付け事業者の方針等の公表について  
(略)  
①～⑨ (略)
2. 規程等義務付け外事業者の方針等の公表について
- (1) (略)  
①～③ (略)
  - (2) (略)  
①～④ (略)
3. 事業者の行政処分情報の公表について  
(略)
- ① (略)
  - ② (略)
4. 公表方法について  
(略)
- (1) 場所
    - ① (略)
    - ② (略)
  - (2) 手段
    - ①～⑤ (略)

附 則 (令和8年3月30日 国官運安第187号、国自貨第1432号、国自安第227号、国自旅第207号)  
この通達は、令和8年4月1日から施行する。

(新設)

別添 1～2 (略)  
別添 3

認定機関の認定の申請の手続について

- 1 (略)
    - ① (略)
    - ② (略)
    - ③ ②の事務所の評価員の数  
初回認定対象の評価員は、申請後認定までの間に以下 i 及び ii の要件を満たすこと。
      - i) 運輸安全マネジメント評価 (初級) 研修の受講
      - ii) 国土交通省が実施する運輸安全マネジメント評価への参加  
(運輸安全マネジメント評価参加時に評価員としての知識・能力等を判断する)なお、評価への参加は、2回を限度とする。
    - ④ (略)
  - 2 (略)
    - ①～⑪ (略)
- 3 申請後、書面審査を行い 1 ③以外の要件を満たしている場合に限り、1 ③の研修、評価への参加を認めるものとする。

別添 4～5 (略)

別添 1～2 (略)  
別添 3

認定機関の認定の申請の手続について

- 1 (略)
    - ① (略)
    - ② (略)
    - ③ ②の事務所の評価員の数  
(追記)  
(新設)  
(新設)
    - ④ (略)
  - 2 (略)
    - ①～⑪ (略)
- (新設)

別添 4～5 (略)